

新潟県選挙管理委員会規程第5号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月31日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第44条様式</b>（第75条関係） （請求書の様式） その1</p> <p style="text-align: center;">請 求 書 （選挙運動用自動車の使用）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1～3 （略）</p> <p><u>4 契約業者等（法人にあっては、その代表者）</u> <u>本人が提出する場合にあっては本人確認書類</u> <u>の提示又は提出を、その代理人が提出する場</u> <u>合にあっては委任状の提示又は提出及び当該</u> <u>代理人の本人確認書類の提示又は提出を行っ</u> <u>てください。ただし、契約業者等（法人にあ</u> <u>っては、その代表者）本人の署名その他の措</u> <u>置がある場合にはこの限りではありません。</u></p> <p>（略）</p> <p>その2</p> <p style="text-align: center;">請 求 書 （ビラの作成）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1・2 （略）</p> <p><u>3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）</u> <u>本人が提出する場合にあっては本人確認書類</u> <u>の提示又は提出を、その代理人が提出する場</u> <u>合にあっては委任状の提示又は提出及び当該</u> <u>代理人の本人確認書類の提示又は提出を行っ</u> <u>てください。ただし、契約業者等（法人にあ</u> <u>っては、その代表者）本人の署名その他の措</u> <u>置がある場合にはこの限りではありません。</u></p> <p>（略）</p> <p>その3</p> <p style="text-align: center;">請 求 書</p>	<p><b>第44条様式</b>（第75条関係） （請求書の様式） その1</p> <p style="text-align: center;">請 求 書 （選挙運動用自動車の使用）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名 <u>㊤</u></p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（略）</p> <p>その2</p> <p style="text-align: center;">請 求 書 （ビラの作成）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名 <u>㊤</u></p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1・2 （略）</p> <p>（略）</p> <p>その3</p> <p style="text-align: center;">請 求 書</p>

(ポスターの作成)	(ポスターの作成)
(略)	(略)
氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名	氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名 ㊟
(略)	(略)
備考	備考
1・2 (略)	1・2 (略)
<u>3 契約業者等(法人にあっては、その代表者)</u> <u>本人が提出する場合にあっては本人確認書類</u> <u>の提示又は提出を、その代理人が提出する場</u> <u>合にあっては委任状の提示又は提出及び当該</u> <u>代理人の本人確認書類の提示又は提出を行っ</u> <u>てください。ただし、契約業者等(法人にあ</u> <u>っては、その代表者)本人の署名その他の措</u> <u>置がある場合にはこの限りではありません。</u>	
(略)	(略)

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。